

基 発 0927 第 8 号
平成 24 年 9 月 27 日

社団法人全国建設業協会代表者 殿

厚生労働省労働基準局長



平成 24 年度最低賃金周知広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度の地域別最低賃金額の改定については、各地方最低賃金審議会で、雇用戦略対話における最低賃金の引上げに関する合意（平成 22 年 6 月 3 日 雇用戦略対話第 4 回会合 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koyoutaiwa/>）に掲げられた目標についても特段の配慮をした上で、東日本大震災による地域への影響にも配慮する等、諸般の事情を総合的に勘案した審議が行われ、今年 10 月 5 日までにすべての地域別最低賃金額について改定公示が行われる予定です。

今後、改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度について広く国民に周知を図り、同制度の履行確保を図ることが重要となりますが、その履行状況は今なお十分とはいえない実情にあることから、厚生労働省では標記の周知広報を実施することとしています。

貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、貴会が発行される広報誌への掲載などによる貴会の加入事業者に対する改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、御参考までに、広報原稿例を同封させていただきます。

すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました

- すべての都道府県の地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、平成 24 年 9 月 30 日から 11 月 4 日までの間に順次効力が発生します。
- 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- 仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたこととなり、最低賃金額を支払わなくてはなりません。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50 万円以下の罰金）が定められています。
- 貴社の労働者の賃金額が地域別最低賃金額を下回ることのないよう、金額をご確認ください。
- 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

平成24年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額 【円】	発効年月日	都道府県名	時間額 【円】	発効年月日	都道府県名	時間額 【円】	発効年月日
北海道	719	H24. 10. 18	石 川	693	H24. 10. 6	岡 山	691	H24. 10. 24
青 森	654	H24. 10. 12	福 井	690	H24. 10. 6	広 島	719	H24. 10. 1
岩 手	653	H24. 10. 20	山 梨	695	H24. 10. 1	山 口	690	H24. 10. 1
宮 城	685	H24. 10. 19	長 野	700	H24. 10. 1	徳 島	654	H24. 10. 19
秋 田	654	H24. 10. 13	岐 阜	713	H24. 10. 1	香 川	674	H24. 10. 5
山 形	654	H24. 10. 24	静 岡	735	H24. 10. 12	愛 媛	654	H24. 10. 24
福 島	664	H24. 10. 1	愛 知	758	H24. 10. 1	高 知	652	H24. 10. 26
茨 城	699	H24. 10. 6	三 重	724	H24. 9. 30	福 岡	701	H24. 10. 13
栃 木	705	H24. 10. 1	滋 賀	716	H24. 10. 6	佐 賀	653	H24. 10. 21
群 馬	696	H24. 10. 10	京 都	759	H24. 10. 14	長 崎	653	H24. 10. 24
埼 玉	771	H24. 10. 1	大 阪	800	H24. 9. 30	熊 本	653	H24. 10. 1
千 葉	756	H24. 10. 1	兵 庫	749	H24. 10. 1	大 分	653	H24. 10. 4
東 京	850	H24. 10. 1	奈 良	699	H24. 10. 6	宮 崎	653	H24. 10. 26
神奈川	849	H24. 10. 1	和歌山	690	H24. 10. 1	鹿児島	654	H24. 10. 13
新 潟	689	H24. 10. 5	鳥 取	653	H24. 10. 20	沖 縄	653	H24. 10. 25
富 山	700	H24. 11. 4	島 根	652	H24. 10. 14			

(参考)

平成24年度地域別最低賃金改定一覧

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	719 (705)	14	平成24年10月18日
青 森	654 (647)	7	平成24年10月12日
岩 手	653 (645)	8	平成24年10月20日
宮 城	685 (675)	10	平成24年10月19日
秋 田	654 (647)	7	平成24年10月13日
山 形	654 (647)	7	平成24年10月24日
福 島	664 (658)	6	平成24年10月1日
茨 城	699 (692)	7	平成24年10月6日
栃 木	705 (700)	5	平成24年10月1日
群 馬	696 (690)	6	平成24年10月10日
埼 玉	771 (759)	12	平成24年10月1日
千 葉	756 (748)	8	平成24年10月1日
東 京	850 (837)	13	平成24年10月1日
神奈川	849 (836)	13	平成24年10月1日
新 潟	689 (683)	6	平成24年10月5日
富 山	700 (692)	8	平成24年11月4日
石 川	693 (687)	6	平成24年10月6日
福 井	690 (684)	6	平成24年10月6日
山 梨	695 (690)	5	平成24年10月1日
長 野	700 (694)	6	平成24年10月1日
岐 阜	713 (707)	6	平成24年10月1日
静 岡	735 (728)	7	平成24年10月12日
愛 知	758 (750)	8	平成24年10月1日
三 重	724 (717)	7	平成24年9月30日
滋 賀	716 (709)	7	平成24年10月6日
京 都	759 (751)	8	平成24年10月14日
大 阪	800 (786)	14	平成24年9月30日
兵 庫	749 (739)	10	平成24年10月1日
奈 良	699 (693)	6	平成24年10月6日
和歌山	690 (685)	5	平成24年10月1日
鳥 取	653 (646)	7	平成24年10月20日
島 根	652 (646)	6	平成24年10月14日
岡 山	691 (685)	6	平成24年10月24日
広 島	719 (710)	9	平成24年10月1日
山 口	690 (684)	6	平成24年10月1日
徳 島	654 (647)	7	平成24年10月19日
香 川	674 (667)	7	平成24年10月5日
愛 媛	654 (647)	7	平成24年10月24日
高 知	652 (645)	7	平成24年10月26日
福 岡	701 (695)	6	平成24年10月13日
佐 賀	653 (646)	7	平成24年10月21日
長 崎	653 (646)	7	平成24年10月24日
熊 本	653 (647)	6	平成24年10月1日
大 分	653 (647)	6	平成24年10月4日
宮 崎	653 (646)	7	平成24年10月26日
鹿児島	654 (647)	7	平成24年10月13日
沖 縄	653 (645)	8	平成24年10月25日
全国加重平均額	749 (737)	12	

※ 括弧書きは、平成23年度地域別最低賃金額

東京都で働くすべての方へ。

意識したことありますか？

最低賃金

東京都のこれまでの最低賃金 837円

850円

時間額

[発効日] 平成24年10月1日

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

WEBで
チェック
しよう!



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局または最寄りの労働基準監督署へ

 厚生労働省

賃金は最低賃金額以上になっていますか？

最低賃金制度とは最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。また、最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。



WEBで
チェック
しよう!



最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。



最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者が合意の上で定めた場合はどうなりますか？

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金額以上となっているかをどのように確認するのですか？

支払われる賃金※と最低賃金額を次の方法により比較します。

(1) 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 $\div$ 1日平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 $\geq$ 最低賃金額(日給)となります。)

(3) 月給の場合

月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(4) 上記(1), (2), (3)の組み合わせの場合

例えば、

・基本給が時給制

・各手当(職務手当など)が月給制

などの場合は、それぞれ上記(1), (3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

※ 最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。